

支部会員 各位

令和 2 年 3 月 11 日

東京税理士会麹町支部

支 部 長 近 藤 正 邦

総務担当副支部長 永 井 尚 子

期限延長の対象となる主な手続きについて

申告・納付等の期限を延長する主な手続きは次のとおりです。

詳細は国税庁ホームページをご覧ください。

区 分	手 続 名
申告所得税関係	所得税及び復興特別所得税の確定申告 所得税及び復興特別所得税の更正の請求 所得税の青色申告承認申請 青色事業専従者給与に関する届出（変更届出） 所得税の青色申告の取りやめ届出 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求 所得税の減価償却資産の償却方法の届出 所得税の減価償却資産の償却方法の変更承認申請 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の届出 所得税の有価証券・仮想通貨の評価方法の変更承認申請 個人事業の開廃業等届出
贈与税関係	贈与税の申告 贈与税の更正の請求 相続時精算課税選択届出
消費税（個人）関係	消費税及び地方消費税の確定申告 消費税及び地方消費税の更正の請求
その他	国外財産調書の提出 財産債務調書の提出 振替納税の新規申込期限 → 別紙参照

（注） 上記の表は、期限延長の対象となる手続きの主なものを掲載しています。

上記の表に掲載されている手続き以外につきまして、期限延長の対象となるかなど、ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお問い合わせください。

なお、期限延長の対象とならない手続きについても、申告・納付等が困難なやむを得ない理由がある場合には、税務署へ申請することにより期限の延長をすることができます。

■もしも、感染してしまったら…（感染報告）

新型コロナウイルスに感染した旨わかりましたら、支部事務局までご一報ください。

麹町支部事務局 03-3264-0049

納付の期限、振替日の延長のお知らせ

令和元年分

確定申告

納付の期限

納期限

申告所得税及び
復興特別所得税

令和2年

4/16(木)

消費税及び地方消費税
(個人事業者)

令和2年

4/16(木)

振替日

振替納税をご利用の場合

令和2年

5/15(金)

令和2年

5/19(火)

振替納税の新規申込期限は、4月16日までとなります。